

議案第11号

飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例(案)

飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和50年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第1項中第11号を第13号とし、第3号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 本市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第2項に次の1号を加える。

(5) 他の都道府県又は市町村が実施する制度により子ども、ひとり親家庭等又は重度心身障害者に対する医療費の支給を現に受けている者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例第

3条第1項第3号及び第4号の規定は、令和5年4月1日以後に入居し、又は入所した者に適用する。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治

飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>他の市町村から援護を受け、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p>ウ <u>他の市町村長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u></p> <p>エ 省略</p> <p>オ 省略</p> <p>カ 省略</p> <p>キ 省略</p> <p>ク 省略</p> <p>ケ 省略</p> <p>コ 省略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>オ 省略</p> <p>カ 省略</p> <p>キ 省略</p> <p>ク 省略</p>

<p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>本市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p>(4) <u>市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>他の都道府県又は市町村が実施する制度により子ども、ひとり親家庭等又は重度心身障害者に対する医療費の支給を現に受けている者</u></p>	<p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p>
--	--